

平成 1 9 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 1 9 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 1 9 年 6 月 1 2 日 (火) 午後 3 時

1. 場 所 箕面市立市民会館 2 階 大会議室 2

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委員 長 職務 代理 者 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君
委 員 (教 育 長) 仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教 育 推 進 部 長	森 田 雅 彦 君
子 ど も 部 長	奥 山 勉 君
生 涯 学 習 部 長	井 上 隆 志 君
教 育 推 進 部 総 務 次 長 兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当) 兼 学 校 管 理 課 長	稲 野 公 一 君
教 育 推 進 部 次 長 (学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当) 兼 学 校 教 育 課 長	若 狭 周 二 君
教 育 推 進 部 次 長 (教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当) 兼 教 職 員 課 長	森 井 國 央 君
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長 兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長	中 村 信 隆 君
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 崎 敏 孝 君
教 育 政 策 課 長	向 井 裕 彦 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	真 鍋 あ け み 君
子 ど も 政 策 課 長	長 沢 均 君
子 ど も 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
子 ど も 部 専 任 参 事 (幼 稚 園 担 当)	津 田 善 寿 君
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事	小 川 衛 子 君
生 涯 学 習 課 長	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 参 事	河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事 (生 涯 学 習 事 業 担 当)	黒 田 正 記 君
中 央 図 書 館 長	大 浜 訓 子 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 長 補 佐	小 山 登 志 子 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市助産の実施に関する要綱改正の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会所管に係る平成18年度箕面市一般会計補正予算(第7号)の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計補正予算(第1号)の件
- 日程第 6 平成19年第5回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 7 教育長報告

(午後3時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成19年第6回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第26号「箕面市助産の実施に関する要綱改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長(水野賢治君) : 本件は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の一部改正に伴い、箕面市助産の実施に関する要綱に係る助産の実施の対象者に関する規定を整備するため、本要綱の一部を改正するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第26号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“ 異議なし ” の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第3、報告第26号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(向井裕彦君) : 本件は、かねてから病気休暇中の職員について、引き続き病気療養の必要があるため、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による分限休職処分について、教育委員会会議を開催するいとまがないと委員長が認めたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、報告するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第26号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“ 異議なし ” の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第4、報告第27号「箕面市教育委員会所管に係る平成18年度箕面市一般会計補正予算(第7号)の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長(稲野公一君) : 本件は、国庫補助金の確定等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成18年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集するいとまがないと委員長が認めたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、報告するもので、本件は去る平成19年3月31日付けで箕面市長において専決処分をされています。

委員長(小川修一君) : この件について、何か意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第27号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“ 異議なし ” の声あり)

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第5、報告第28号「箕面市教育委員会所管に係る平成19年度箕面市一般会計補正予算（第1号）の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、平成19年度当初予算編成以降に確定しました、国・府からの委託事業や事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成19年度一般会計予算の補正を市長に要請する必要性が生じましたが、教育委員会会議を招集するいとまがないと委員長が認めたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員（白石裕君）：生涯学習部の「子どもの居場所運営事業」は具体的にどのような事業ですか。

中央図書館長（大浜訓子君）：文部科学省と厚生労働省が連携し、総合的な放課後対策事業として、「放課後子どもプラン」が平成19年度創設されました。それ以前、文部科学省独自で平成16年度から平成18年度まで委託事業として、市民グループが西南図書館、東図書館で行っていた「地域子ども教室推進事業」が今年度「放課後子どもプラン」として、市が実施主体の事業に変わり、国が1/3、大阪府が1/3、併せて2/3の補助事業になります。事業内容としては、図書館は、子どもたちが予約なしにいつでも行ける場所で、特に学校がない時間帯、週末や休業中などに子どもたちが行く場所として、よく利用されていると思うのですが、もちろん本を借りることもありますが、そこに行けば、友達がいる、誰かと一緒に安心していることができる、遊ぶことができる場所としての子どもの自由な遊び場の見守りを行ってきました。今回、地域の生涯学習施設を活用して、安全安心な子どもの居場所が、ぜひ地域の中で必要ではないかということで、従来事業を継続するような形で、市が実施主体として補助を受けながら行います。週末の土曜日及び夏休みなどの長期休業中に実施するものですが、子どもの自由な遊びの見守りなのですが、実際は、おじいさんが囲碁や将棋を教えてくれるとか、地域のお母さんが手芸や工作を教えてくれるとか、地域のおじいさんが折り紙を教えてくれるなど

して、強制ではなく、このような場所があるので、安心して過ごしてもらえるところを用意することで、従来に引き続き実施することを予定しているものです。

委員長（小川修一君）： 東図書館と西南図書館で実施しているということですが、ほかの図書館では行わないのでしょうか。

中央図書館長（大浜訓子君）： ほかの図書館でも必要であると思いますが、場所の関係で、東図書館は、東地区に1カ所。西南図書館は、西地区に1カ所ということになりますので、中央部にもそのような場所があったらいいのかなと思いますが、その点は、中央生涯学習センターとそのようなことも課題として相談しようと思いますが、今までの事業を継続していただく形で東と西に1カ所で今もところ考えています。

委員長（小川修一君）： 他の地域の子どもたちが、東図書館や西南図書館に行くことも拒まないのですね。

中央図書館長（大浜訓子君）： 図書館はどなたでもお越しいただくところですが、子どもたちだけで校区外に行くことは難しいかと思いません。

委員長（小川修一君）： なかなかよい企画だと思いますので、市内に図書館が6つあるので、そのような事業が広まればと思います。単に図書館だからといって、本を読むだけではなく、多彩な催しをされているので、他地域にも広げることが可能であればしてもらえたらと思います。また、本の読み聞かせということは、子どもたちにとって有益だとよく言われます。そのようなことも含めて、箕面市は、人口に比して、充実した図書館がありますのでその施設を十分活用することも重要かと思えます。

委員長（小川修一君）： ほかに、何か意見、質問はありませんか。

委員（坂口一美君）： 子ども部の「子ども家庭相談体制強化事業」について、説明をお願いします。

子ども部総務次長（中村信隆君）： 4月以降、「子ども家庭相談室」充実のために、4つの柱を掲げて進めていきたいと考えています。一つは、「人的資質（職員）の向上」、二つめは、「相談体制の整備」。三つめが、「相談業務システムの構築」、四つ目が「子ども家庭相談室の周知」で特に、「虐待防止に対する周知」を含めての周知を進めていきたい。以上、4つの柱でこの予算を組み立ててきました。具体的に、「人的資質の向上」については、主に、報償費で、講習会の講師謝礼で、普通旅費や特別旅費は、研修を受けに行く場合の旅費です。負担金は、国や大阪府、他団体が行う研修会に対する負担金で、およ

そ15件(うち補正対応分は5件)の研修会を想定して進めています。これが「人的資質の向上」で、要保護児童対策協議会の職員を対象として、様々な相談にかかるスキルやノウハウの向上をねらいに掲げています。「相談体制の整備」については、精神科医をスーパーバイザーとしてお招きしたいと考えています。虐待のケースというと、母親の心の病のケースが非常に多いと聞きます。この母親に対する対応をどうしたらよいのか、スーパーバイザーから職員に対してのアドバイスをうけながら対応するののも一つですし、場合によっては、母親の様子を見てもらうのも一つかと思います。スーパーバイザーを設置して相談体制の充実を図りたいと思います。これについては、報償費の一部で対応します。「相談業務システムの構築」には、委託料と庁用器具費が該当するのですが、子ども家庭センターで迅速な処理をはかるためにシステム化を進めています。そのシステムの一部を市町村が使える仕組みがありますので、その部分を活用して、システムを構築していきたいと思っています。これを使うことで、事件が発生した場合、迅速に情報を手に入れて、対応するために、そのシステムを活用するのも効果の一つと考えてシステムを構築していきたいと思っています。備品購入費については、パソコン、サーバーやクライアントの機械代となります。「子ども家庭相談室の周知」については、11月が虐待防止の強化月間となっています。この月に虐待防止の大会を開催して、市民への周知をはかっていきたい。また、印刷製本費を使って、パンフレットを活用した周知、また、ホームページでは、すでに周知を図っています。このように対応していきたいと思っています。

委員(白石裕君) : 児童虐待防止法では、教職員の通告義務等ができて、それらしい子がいたら関係機関に相談すべきとなっていますが、この点と本市の取り組みや、その辺の周知徹底についてはどうなっているのですか。

子ども部総務次長(中村信隆君) : この4月からは、中心的な役割を果たすのが、子ども家庭相談室になると思います。この法律については、発見者が通告するのですが、第一義的には、子ども家庭相談室が受けることとなります。ケースによっては、子ども家庭センターに送致させていただき手続きになりますが、要保護児童対策協議会に学校教育課や教育センターの職員など関係機関がすべて集まさせていただき協議会がありますので、その場を通じて周知を、また、学校現場の各先生方に対しては、学校教育課からお願いする様な手段を考えていきたいと思っています。

委員長(小川修一君) : ほかに、何か意見、質問はありませんか。

教育長(仲野公君) : 先ほどの放課後子どもプランの件で補足ですが、西南図書館と東図書館を子どもの居場所として利用しているのですが、それ以外に、箕面市の場合は、学童保育と併せて「自由な子どもの遊び場開放事業」として、それぞれの小学校でも、放課後に子どもたちが自由に遊べる事業も実施していますのでご承知いただきたいと思えます。

委員長(小川修一君) : ほかに、何か意見、質問はありませんか。

委員(白石裕君) : 確か、東京都杉並区だったと思うのですが、図書館を使って、居場所のない子どもたちのための事業を行っているというのですが、図書館にそのような役割も出てきたのかと思いました。図書館は本を読むところだと思うのですが、それだけのスペースがあるのか、質的に違うものだと思うのですが、その対策をとられたうえですすめているのか教えていただきたいのですが。

中央図書館長(大浜訓子君) : 図書館は静かにしないといけないところですが、元気な子どもたちが夏休みに行くところがなく、家にいても友達と一緒に遊べないし、また、安全に外で遊べる場所がとてもなくなくなっているので、図書館に行くけれどもうるさいといわれて困っているというところから、何とかならないかという話でおこったものなのですが、部屋としては、例えば、西南図書館であれば、1階が閲覧スペースになっています。2階に、読書室、視聴覚室、会議室があり、視聴覚室を使って、子どもの居場所事業を行っています。さきほど、囲碁や将棋と申しましたが、もちろん読書支援も行っています。紙芝居を演じていただいたり、読み聞かせやお話も居場所事業に取り込まれています。子どもたちは静かな閲覧スペースと別の場所を使って、多少話をしてもいい場所で行っているものです。

委員長(小川修一君) : 補足で各小学校でも取り組みがされていると聞きました。今の子どもたちの行き場所の受け皿を考えていく必要があると思います。所管が違うので、難しいと思いますが、各小学校区には、コミュニティセンターがありますので、有効に施設を活用することも、子どもたちをより豊かに育てるための方策になると思います。

委員長(小川修一君) : 他にこの件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第28号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、報告第29号「平成19年第5回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）：本件は、去る5月15日に開催されました平成19年第5回箕面市教育委員会定例会会議録を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第29号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第7、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告を求めます。

教育長（仲野公君）：（議案書43頁により報告）

まず、はじめに最近大学生を中心に流行している「はしか」について、本市でも幼稚園、小・中学校でも一部感染者が出ており、保健所及び医師会など関係機関の指導を仰ぎながら、保護者へのお知らせ、或いは、クラブ活動の対外交流の禁止などの対応をしており、現時点では大きな問題もなく、学校運営ができていることを、報告させていただきます。次に、5月27日の日曜日、ひがし幼稚園の30周年記念式典が、6月2日の土曜日、東小学校、豊川北小学校が工事などの関係で、運動会を開催され、それぞれ無事に終了したことを報告させていただきます。次に、第一中学校の耐震診断に伴う仮校舎の建設工事及び止々呂美小学校の移設工事が5月連休明けからそれぞれ着手されており、現在のところスムーズに進んでいることをご報告します。

平成19年度近畿都市教育長協議会定期総会について

先月の教育委員会定例会にて報告したとおりです。

平成19年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会について

5月22日にアウリーナ大阪で開催され、所定の案件はすべて議了されましたが、本市の小川委員長が幹事として役員に就任されています。

第59回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会について

5月24日、25日の2日間、山梨県笛吹市で開催され、文部科学省から大臣の祝辞や、研究会においては、教育関連3法案の詳細な説明がありました。本当に参考になりました。なお、明日の校長会で概略説明をする予定です。

平成19年第2回箕面市議会定例会について

6月4日から6月26日までの会期で開催され、文教常任委員会は6月7日に開催されました。彩都の町開きに伴う小・中学校建設の計画について、全国学力・学習状況調査の今後の取り扱いについて、教育委員会委員の欠員に対する市長の考え方について、子ども家庭相談室の設置目的と相談内容の現状について、保育料滞納状況とその対策について、天然記念物の猿害状況や適正管理についてなど幅広く質問、指摘があったところです。

委員長（小川修一君）： この件に関しまして、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しました。各委員から何か教育行政に係ることで意見交換、質疑応答の時間とします。

委員長（小川修一君）： 今日、「もみじだより」の2月号に「特別支援教育」という新たな教育内容についてのお知らせがありました。この4月から各学校において、「特別支援教育」を実践してもらっています。「特別支援教育」の名称ですが、従来行われていた障害のある子ども対象の教育と中身がどのように違うのか、この制度をどのように教育委員会として運用しようとしているのか、など、この間取り組んでもらっていることを教えていただき、我々もそのことについて考えながら、教育委員会全体として、この教育を進めていこうと考えています。この教育は学校教育法の改正も伴っています。そして、全国で実施されていると思いますが、「特別支援教育」とは一体どのようなものなのか、そこから教えてください。

人権教育課長（笹川実千代君）： 「特別支援教育」はこの4月から実施されています。平成13年頃から、国は「特殊教育」から「特別支援教育」への流れになっていますが、平成17年12月の中央教育審議会答申で「特別支援教育」とは、従来の「特殊教育」（障害教育）の対象だけでなく、軽度発達障害といわれるLD、ADHD、高機能自閉症等を含めて一人ひとりの教育的ニーズを把握し、児童生徒の力を高め、生活学習上の困難を改善または克服して、児童生徒の自立や社会参加につなげるため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育であると国もいっています。それが今年の4月からスタートしたということなのですが、箕面でいいますと、養護学級に在籍している子どもたちも含めて、特別な支援を必要とする子どもたちを学校全体で支援をしていくという教育です。

委員長（小川修一君）： 名称はともかくとして、中身についてこれま

での障害児教育とどのあたりが一番違いが見られるのでしょうか。

人権教育課長（笹川実千代君）： 通常の学級に在籍する子どもたちも含めて個々のニーズに応じた支援をしていくことです。すべての子どもたちに対するので、学校全体として教職員が関わっていく教育になっていくと思います。

委員長（小川修一君）： つまり、従来考えられていた障害のある児童・生徒を対象とした教育を、対象をより幅を広げたことが大きな違いなのでしょうか。

人権教育課長（笹川実千代君）： はい。

委員長（小川修一君）： 箕面市においては、実際にどのような進め方を4月から行っていたのですか。

人権教育課長（笹川実千代君）： 大阪府もそうなのですが、箕面市も障害児教育については、「ともに学び、ともに育つ」ということ基本理念にして進めてきています。「もみじだより」にも書いているのですが、それぞれのニーズに応じた教育を行うということでいいますと、今までの人権教育や、障害教育の考え方と変わらず取り組んでいきます。この「特別」という言葉にはいろいろと意味があると思うのですが、「特別」ではなく、一人ひとりの子どもに応じた、当たり前の支援をしていくところもあります。まわりの大人たちがどのように「気づき」をするかということで、子どもたちに支援をしていけないかと思います。箕面市では、平成17年度、2年前からこの「特別支援教育」を進めていくよう取り組んでいます。具体的な取り組みは、学校全体で進めていくのですが、そのまとめをする教員として、「特別支援教育コーディネーター」を配置するようにと、平成19年度から位置づけられています。それに向けて平成17年度と平成18年度は小学校、中学校を対象に「特別支援教育コーディネーター」を養成するために、学校から1名選出していただき、養成講座を行ってきました。大阪府でも行われている養成講座です。それから各学校でどのような支援が必要かということで、平成17年度には特別支援教育の研究校として6校に向けて、18年度からは、全校に向けて、各学校での体制づくりを支援していくことで、研究会等の講師派遣等を行っています。また、ホームページにも掲載しているのですが、「特別支援教育の手引き」を平成17年度末に作成し、具体的に各学校でどのような取り組みをしたらよいかを手引きにして、各学校教職員に周知をして進めています。平成18年度まではこのように進めてきました。平成19年度4月から本格実施ということですが、今まで進めてきたことと変わらないように各学校に周知していますが、法律が施行

されるということで、学校には「特別支援教育コーディネーター」を配置する。特に加配はありませんので、今いる人材の中でコーディネーターを配置してもらっています。それから、「特別支援教育」を進めていく上で、一人で子どもたちの様子を見ることはできませんので、「特別支援教育校内委員会」を学校に設置してもらって、その二つですすめています。実際には、「特別支援教育コーディネーター」の方に集まってもらって連絡会を作り、その中で各校の取り組みの交流、事例の検討、研修を重ねて、箕面市全体の「特別支援教育」をどの様に進めていくかという充実を図るための、連絡会を行っています。年間11回実施して、各学校の課題を出し合いながら、それぞれのコーディネーターの先生たちが各学校に持ち帰って進めていけるように考えています。その中で大きく3つの課題が出ていたのですが、一つはやはり校内体制をどのように作っていったらよいかというときにコーディネーターがどのような役割をしていったらよいか。それから、学級にいる子どもたちにどのような支援をどのように行ったらよいかという、具体的な支援方法の研修をしたいということ。発達障害等の専門的な知識を学んでいきたい。以上の3つがあがっています。やはり箕面市の特別支援教育を進めていく中での大きな課題だと思っています。この課題に対応していきながら、本年度各学校での取り組みをすすめてもらっているところです。

委員長(小川修一君) : いきなりこの4月からスタートしたのではなく、平成17年度からこの取り組みに着していた。それは手引書を作成して配布していることから始まったのですね。

人権教育課長(笹川実千代君) : はい。

委員長(小川修一君) : コーディネーターについては、各学校でそれにふさわしい人を指名されて、その方々が集まって、連絡会をされているのですね。その中から生まれてきた課題について、今後検討し、進めていこうということですね。課題の中で、校内の体制を整えるところか、どのような支援ができるのだろうか、発達過程から課題が出てきたらどのように克服するかという課題があるのですが、これは共通していえることは、学校現場でこれを克服していくことは、お互い知恵を出し合って進めていくことになろうかと思うのですが、教育委員会としてはどのような関わりをしていこうと思っているのですか。

人権教育課長(笹川実千代君) : 学校の中では様々な行動を示す子どもたちに対して一人の担任や、一人の担当者が一人で悩み、一人で抱え込むのではなく、学校体制として校内委員会などで意見を出し合って支援方法を検討しながら共有していく。その中でよりよい子どもへ

の関わり方を見つけ出して、そのことが子どもにとって、とても過ごしやすい学級になっていくということで進めていきたいと思っています。そのような校内体制を作っていくために、平成18年度からですが、専門的な知識を持った方2名に、「巡回相談員」として、各学校に週1回、二人で週2回、今年度は月曜・金曜に巡回していただき、特に指導方法や学級担任がどのように関係機関と連絡を取ったらよいか、保護者とどのように連絡を取ったらよいか、などに対して助言したり、校内委員会で助言を行う形で各学校への支援をしています。

委員長（小川修一君）： この件に関して、各委員はいかがですか。

教育長（仲野公君）： 6月6日に保育所、幼稚園の教職員を対象に「特別支援教育」の全体研修を行いました。学校だけではなく、就学前から「特別支援教育」も大いに関係あることで研修を行ったのですが、このときの講師の先生によりますと、「特別支援教育」は特別に新たなことをするのではなく、当然、今まで関わっている児童・生徒、一人一人、個に応じた対応をしているが、よりきめ細かく対応するための制度であるので、このために職員を増やしてほしいという意見が出やすいのですが、そうではありませんよ、というおさえがありましたし、また、就学前と行く学校の連携をより深めるということで、箕面市は、教育委員会に子ども部を作ってそのような取り組みを行っているということで、お褒めの言葉をいただきました。

子ども部長（奥山勉君）： 箕面市は、特に障害児教育に早くから取り組んでいて、そのような素地があったと思います。新たに「特別支援教育」が打ち出されて概念がかなり広がってきたのかなと思います。20年前にLDという、まず、概念からの議論があった時代ですが、きめ細やかさが打ち出されてきたかと思います。特に、今の「特別支援教育」は小学校、義務教育からとなっていますが、当日、大阪教育大学の竹田名誉教授にお話いただいたのですが、遅かれ早かれ、幼稚園や保育所にも、その流れは打ち出されてくるだろうと。ただ、箕面市の場合は、教育委員会の中に子ども部があるので、早くから連続性みたいなものを意識して、作り上げていくことが大事であると。とりわけ、一人ひとりの個性に応じたプランニングをいかにしていくか、またそれをいかに継続していくか、ということが重要であって、ことさら、新たに何かをするのではなく、これまで積み上げてきたものをそれぞれ担当する職員が、問題意識や方向性を共有して進めていくことが大事であるということを改めて、全体的に教えていただいた。是非とも、もう一回でも幅広い研修会を持たせていただきたいと思っています。また、今回講演でいただいたことをもう少し、子ども部とし

ても広めて、かみ砕いて、これからも役立てていきたいと思っておりますし、実践に移していきたいと思っており、長い計画を立てて、人材育成といえますか、浸透させていきたいと思っております。

委員長(小川修一君) : 説明を聞いたり、意見をいただいたりしましたが、箕面市の場合、これと絡んで、これまでも取り組んできた巡回相談員の活用が特別支援教育との連携、つながりが非常に大事な鍵を握っていると思うのと、コーディネーターを各学校から選出してもらって、その方々の連絡会によって、単なる一学校だけの問題ではなく、市全体として、教育を推進していくための知恵をその場で練ると同時に、事務局としては、よい示唆、導きを常に考えていかなければならないと思います。新しい教育のあり方を検討し、実践していくので、いろいろ課題もあるかもしれませんが、それを乗り越えて、そのやり方を進めていくための努力を我々がしなくてはいけないなと思いました。

委員(白石裕君) : 「ともに学び、ともに育つ」この言葉は非常に大事だと思います。メインストリームというのでしょうか、通常の学級の中でこのような子どもさんも一緒にというのは非常に大事だと思うのですが、少し思うのは、学校は現状でも大変なのに、このようなことがきっちりできるのかと他方で心配してしまうのですが、ですから、学校が対応できるような組織体制作りが大きな課題があるのではと思います。その辺をしっかりとやっていただきたい。当然、専門機関との連携が非常に大事だと思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

委員長(小川修一君) : ほかに意見はない様ですので、事務局から「その他教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますがいかがですか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案1件、報告4件はすべて議了しました。これをもちまして、平成19年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

(午後4時閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

坂口 一美